

社会福祉法人清風会

高齢者福祉部に属する施設及び事業所に係る生産性向上のための指針

1. 総則

社会福祉法人清風会高齢者福祉部に属する施設及び事業所（以下「施設等」という。）は、介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を講ずるための体制を整備するとともに、生産性向上のための指針を定め、入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図ることとする。

2. 生産性向上委員会の設置

(1) 委員会の目的

入所者等の安全並びに介護サービスの質を維持・向上させつつ、職員の負担軽減を図るための対策を検討する生産性向上委員会を施設内に設置する。

(2) 委員会の構成

- ① 所長
- ② 生活相談員
- ③ 介護支援専門員
- ④ 介護職員
- ⑤ 看護職員
- ⑥ 管理栄養士又は栄養士
- ⑦ その他所長が必要と認めた職員

(3) 委員会の業務

生産性向上委員会は、定期開催（3 か月に 1 回）のほか必要に応じて開催し、次に掲げる項目について検討を行う。

- ① 見守り機器、介護記録ソフト等を利用する場合における入所者等の安全やケアの質の確保

- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器不具合の定期チェックの実施（業者との連携）
- ④業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する研修の実施

3. 職員研修の実施

生産性向上に資する知識の習得、施設方針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修会を実施し、職員の資質向上及び教育に努める。また、外部の研修会にも参加し、情報の収集とともに知識・技術の習得に努める。

4. 生産性向上のための手順

(1) 改善活動の準備

- ①所長から職員全体へ取り組み開始を宣言する。
- ②介護分野における生産性向上の必要性を理解し、取り組み意欲を高める。

(2) 現場の課題の見える化

施設内会議において上がった議題や職員アンケートなどから課題を見える化し、取り組み課題を洗い出す。

(3) 実行計画を立てる

- ①解決する課題を絞り込み、優先的に取り組むべき課題を決定する。
- ②課題解決のために必要な取り組み内容や職員の役割を決定する。

(4) 改善活動に取り組む

まずは取り組み、試行錯誤を繰り返す。大きな成功は小さな成功の積み重ねから生まれるため、まずは小さな成功事例を作り出す。

- ①職場環境の整備（5Sの視点で安全な職場環境と働きやすい職場をつくる）
- ②業務の明確化と役割分担
 - ア. 「ムリ」「ムダ」「ムラ」の3Mを削減
 - イ. テクノロジーなどの活用により、業務を見直し身体的・心理的負担を軽減

- ③手順書の作成（職員の経験値、知識を可視化しサービスレベルを底上げする。）
 - ④記録報告様式の工夫（情報を読み解きやすくする。）
 - ⑤情報共有の工夫（情報共有のタイムラグの解消を図る。）
 - ⑥OJTの仕組みづくり（人材育成：教育内容の統一と指導方法の標準化）
 - ⑦理念・行動指針の徹底（自律的な行動がとれる職員を育成する。）
- (5) 活動を振り返る
- ①取り組みの途中経過を把握し、改善活動におけるゴールを達成する。
 - ②取り組みの成果を検証する。
- (6) 実行計画を練り直す
- ①上手くいった点、上手くいかなかった点について分析する。
 - ②優先度が低いと位置付けた課題を含め、改めて取り組む改善活動を検討する。
 - ③実行計画の取り組み期間を含めて、業務プロセスとして習慣化させていく。

5. その他

(1) 介護分野における生産性向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善を行っていく。

(2) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、入所者等または入所者等の関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。また、ホームページに掲載し公表することとする。

付 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。